

水産政策審議会
第 4 0 回 漁港漁場整備分科会

平成 2 9 年 3 月 1 6 日 (木)

水産庁 漁港漁場整備部 計画課

水産政策審議会第40回 漁港漁場整備分科会

1. 開会及び閉会日時

開会 平成29年3月16日（木） 午後1時00分

閉会 平成29年3月16日（木） 午後1時30分

2. 出席委員

（委	員）	片石 温美	嘉山 定晃	川崎 一好
		中田 英昭	盛合 敏子	柳内 克之

3. その他出席者

（水産庁） 岡漁港漁場整備部長 吉塚計画課長 山本整備課長 坂本防災漁村課長
浅川水産施設災害対策室長 他

4. 議 事

別紙のとおり

水産政策審議会第40回漁港漁場整備分科会

議事次第

日 時：平成29年 3 月 1 6 日（木） 13:00～13:30

場 所：農林水産省本館 4 階 第 2 特別会議室

1 開 会

2 水産庁漁港漁場整備部長挨拶

3 議 事

（審議・答申事項）

漁港漁場整備基本方針の変更及び漁港漁場整備長期計画の策定について

（その他）

4 閉 会

午後 1 時 0 0 分開会

○吉塚計画課長 定刻となりましたので、今から第40回漁港漁場整備分科会を開催させていただきたいと思います。

まず初めに、本日の出席状況についてご報告いたします。

水産政策審議会令第8条第3項で準用する同条第1項の規定によりまして、分科会の定足数は過半数とされております。本日は委員定数7名中6名の委員の方が出席されており、定足数を満たしております。本日の漁港漁場整備分科会は成立しております。

それでは、議事に入ります前に水産庁漁港漁場整備部長から挨拶を申し上げます。岡部長、お願いいたします。

○岡漁港漁場整備部長 皆さん、こんにちは。漁港漁場整備部長の岡でございます。

水産政策審議会第40回漁港漁場整備分科会の開催に当たりまして、一言ご挨拶申し上げたいと思います。

委員の先生方には、年度末の大変ご多忙の中、当分科会にご出席いただきまして心より御礼申し上げます。

また、日ごろから、私ども水産行政の推進に多大なご尽力をいただいておりますことを重ねてお礼申し上げます。

昨年7月22日漁港漁場整備基本方針の変更及び新たな漁港漁場整備長期計画の策定、この2件につきまして諮問させていただいた以降、計4回本分科会においてご議論いただいております。その後、前回の2月2日、ここでご議論いただきました原案をもとに関係行政機関及び各都道府県との協議、また、パブリックコメントを実施してまいりまして、さらに内容を精査の上、本日の答申（案）を取りまとめているところでございます。委員の先生方におかれましては、今回が諮問事項の最終回になりますことから、改めて内容につきまして、ご確認いただきますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

○吉塚計画課長 それでは、水産庁側の出席者を紹介させていただきます。

先ほどご挨拶いたしました漁港漁場整備部長の岡でございます。

○岡漁港漁場整備部長 よろしくお願ひします。

○吉塚計画課長 それから、計画課長の吉塚でございます。よろしくお願ひします。

山本整備課長でございます。

○山本整備課長 よろしくお願ひします。

○吉塚計画課長 坂本防災漁村課長でございます。

○坂本防災漁村課長 よろしくお願ひします。

○吉塚計画課長 浅川水産施設災害対策室長でございます。

○浅川水産施設災害対策室長 よろしくお願ひいたします。

○吉塚画課長 そのほか、水産庁の事務局が出席しております。

では、議事に入ります前にお手元の資料を確認させていただきます。

第40回漁港漁場整備分科会議事次第、それから委員一覧、座席表、それから分科会資料一覧といたしまして、資料1、漁港漁場整備事業の推進に関する基本方針（案）、資料2、漁港漁場整備長期計画（案）、参考資料1、水産政策審議会漁港漁場分科会の検討経緯、参考資料2、前回の分科会で出された主な意見とその対応（案）、参考資料3、漁港漁場整備基本方針（案）の概要、参考資料4、新たな漁港漁場整備長期計画（案）の概要、参考資料5、新たな漁港漁場整備長期計画（案）のポイント、参考資料6、新たな漁港漁場整備長期計画（案）における目標と事業量について。

以上でございますが、不足しているものはありませんでしょうか。

それでは、議事に入らせていただきたいと思います。これより進行を中田分科会長にお願ひいたします。

○中田分科会長 皆さん、こんにちは。

おそらく本年度最後の分科会ということになるかと思いますがよろしくお願ひいたします。

それでは、本日の議事に沿って審議を進めたいと思います。

本日は、審議答申事項が1件ございます。早速ですが、諮問第268号の「漁港漁場整備基本方針の変更及び漁港漁場整備長期計画の策定について」の審議に入ります。

本件につきましては、先ほど岡部長のほうからお話がございましたように、昨年7月22日の第36回の分科会で諮問と説明がございまして、これまでそれを含めて4回になりますか、審議を重ねてきたものであります。

それでは、本日の資料の説明を事務局のほうからお願ひします。

○吉塚計画課長 それでは、資料1、資料2を続けてご説明させていただきます。

その前に、参考資料をご覧ください。参考資料の1が、これまでの経緯でございまして、今回最終的に答申をいただくというスケジュールになっております。

それから、参考の2でございますが、前回の分科会で出された意見とその対応について整理させていただきます。意見につきましては、今後、施策を推進していく上で参考にさせてい

ただきますが、中田分科会長から出されました意見といたしまして、重点課題の豊かな生態系の創造と海域の生産力向上について、実施の目標に気候変動に対する具体の記述がないということにつきましては、本文の中で修正を加えさせていただきます。詳細につきましては、後でご説明申し上げます。

それから、同じく、指標や事業量の設定に当たり母数の情報がないということにつきましては、参考資料6のほうに具体的に母数と目標値を記載しておりますのでご覧ください。

それから、柳内委員からありましたBCPの事業継続計画を流通拠点漁港の全てで策定するのであれば母数を示し、100%であることを示したほうがわかりやすいのではないかとということにつきましても、参考資料6の中に記載をしているところでございます。

それから、パブリックコメントもあわせて行っておりまして、現在までに多くのコメントが寄せられております。

まず、基本方針に関するパブリックコメントの意見が30件ございました。これは、一人で複数件意見を述べられたものも延べ数でカウントしておりますが、そのほとんどが実施に当たっての要望事項的なもの、それから長期計画に基づき事業を実施していく上で、地域の情報提供的なものが多くございまして、具体的な内容修正を求める意見はほとんどありませんでしたが、ただその中で、ICTの活用を明記すべきという意見がございましたので、これについては、本文の中で修正を加えさせていただいているところでございます。

それから、長期計画に関するパブリックコメントにつきましては、延べで39件意見がございました。こちらも同様に、実施に当たっての要望事項的な意見が多くございまして、修正を求める意見というのは、具体的にはございませんでした。ただ、表現の適正化を求める部分として、藻場の衰退という表現と、藻場の減衰という表現とが混在していたということがありまして、これについては統一をして、本文のほうで修正を加えさせていただいているところでございます。

それでは、本文に戻りまして、説明していきたいと思えます。

前回お示した基本方針の（案）、原案からどこが変わったのかということにつきまして、まず説明をいたしたいと思えます。

資料1の2ページ目をお開きください。2ページ目の、漁港漁場整備事業の推進に関する基本的な方向の中で、その3行目、「コストの縮減に留意するとともに、ICTの活用による漁港施設や漁場の管理の高度化を推進しつつ」というところで「ICTの活用」ということを明記させていただいております。

それから、次に、資料の5ページでございますが、5ページの大規模自然災害に備えた対応力

強化の7行目でございますが、「低気圧災害などに備えるとともに、国土強靱化を図るため」ということで、ここに国の大施策であります「国土強靱化」という目標を明記させていただきました。

それから、9ページの技術の開発普及に関するところの8行目からでございますが、「ICTの活用による漁港施設や漁場の高度な管理技術など」ということで、ここにも「ICTの活用」というものを明記させていただきました。

大きくは、この3点が変更になっております。

参考といたしまして、参考資料の3のところに、漁港漁場整備基本方針（案）の概要というものをまとめさせていただいております。大きくは、漁港漁場整備に関する基本的な方向性として、長期計画の骨子となります4つの柱を明記した上で、主なポイントとしまして、漁港機能の再編・集約による地域での生産・流通機能の強化等を明記しているということです。

それから、漁港漁場整備事業の効率的な実施に関する事項といたしましては、効率的に実施していくための配慮事項を明記しております。その中では、公共事業の品質確保のための中長期的な担い手の育成・確保などを明記しているということです。盛合委員からございました、貝殻などの水産系副産物や間伐材の有効利用というものもこの中で明記をしております。

それから、施行上必要とされる技術指針に関する事項。

4番目に、配慮すべき環境との調和に関する事項。

最後に、その他漁港漁場整備事業の推進に関する重要事項というところが、この基本方針の骨子になっております。

次に、基本計画でございますが、資料の2をご覧ください。

基本計画につきましては、ここでも先ほどのパブリックコメント等を踏まえて、修正を加えております。

まず、1ページ目でございますが、1ページ目の下から10行目のところに、「我が国周辺の資源水準についても、資源評価の対象となっている系群の約半分が低位にある。」ということで、ここでは表現を適正化しているところでございます。

4ページでございますが、4ページの豊かな生態系の創造と海域の生産力向上の（1）実施の目標の下から4行目からです。「海水温上昇等に対応した漁場整備に取り組む。」ということで、分科会長からありました意見を、ここで明記しているということでございます。

それから、5ページでございますが、5ページの3の（1）のイの2行目です。「国土強靱化及び人命・財産の防護の観点から」ということで、国土強靱化を目的をするということを明記し

ているところでございます。

その他は、前回提示した文章から語句の適正化は図っておりますが、大きな変更点はございません。

これを簡単に1枚にしたものが参考資料の4ですが、ここの中では大きな4つの柱を示した上で、成果目標、それから整備目標、それから事業量を整理した表になっております。

内容につきましては、前回示した数字と変わったところはございません。

あと、これらをわかりやすくイメージしやすいようにするために、参考資料の5として、漁港漁場整備長期計画（案）のポイントということで整理をさせていただいております。

1ページ目に4つの柱があり、下のところで横串にICTの活用ということを明記しています。その4つの柱の重点課題ごとにどういう対応、成果目標にしているのか、どういう事業内容にするのかということを、イメージできやすいように図を添付をしております。

それから、資料の6でございますが、母数がわかりにくいというような話ございましたので、事業の各目標と事業量について、わかりやすく説明をした資料を添付をしておりますので、ご参考にしていただければと考えているところでございます。

以上が、事務局からの説明でございます。

○中田分科会長 どうもありがとうございました。

ただいま事務局から資料1と資料2、それから、それに関連する参考資料も含めて説明をしていただきました。

この資料1と資料2につきましては、これまでの分科会での審議を踏まえて答申（案）として整理されたものでございます。これにつきまして何か特段のご意見がございましたらお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

既にこれまでの審議経過を踏まえた見え消しの資料等で確認はしていただいていると思いますけれども、よろしいでしょうか。

本日、ご欠席の橋本委員のほうからも、資料1、資料2の内容について異論はないという旨のご連絡をいただいているところでございます。

よろしいでしょうか。

（うなづく者あり）

○中田分科会長 特に、ご意見がないようでしたら、この諮問第268号につきましては、お手元の資料のとおりとして、取り扱ってよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○中田分科会長 これまでいろいろご意見をいただきましてどうもありがとうございました。

それでは、本日ご欠席の橋本委員も含めまして、全員一致をもって、本日の答申ということでこの資料を取り扱うことを決定したいと思います。

どうもありがとうございました。

それでは、これから答申書の写しをお配りしますので、少し時間をいただきたいと思います。

(答申書配付)

○中田分科会長 今、お手元にお配りしましたものが、皆様方にお諮りしたい答申書の文面になっております。

それでは、答申書につきまして、私のほうで読ませていただきます。

答申書。28水審第45号。平成29年3月16日。農林水産大臣、山本有二殿。水産政策審議会会長、馬場治。

平成28年7月22日付け28水港第1671号をもって諮問のあった諮問第268号「漁港漁場整備基本方針の変更及び漁港漁場整備長期計画の策定について」は、下記のとおり答申する。

記。漁港漁場整備基本方針及び漁港漁場整備長期計画については、別紙1及び別紙2のとおり定めることが適当である。

以上でございます。

この別紙1、別紙2は、先ほど皆様にご確認いただいた資料1、資料2ということになりますので、その点よろしく願います。

それから、この答申書は、水産政策審議会の会長のお名前で農林水産大臣に出すことになっておりますので、その点もあわせてご了承を願います。

それでは、この答申書をお渡ししたいと思います。

(答申書手交)

○中田分科会長 それでは、これまでご審議していただきました漁港漁場整備基本方針、それから、漁港漁場整備長期計画につきまして、今後どのような日程を経て決定されるのか、事務局のほうから説明をお願いします。

○吉塚計画課長 まず、漁港漁場整備基本方針でございますが、これは農林水産大臣が策定することになっておりますので、これから官報掲載など公表に向けた所用の手続を行ってまいります。

次に、漁港漁場整備長期計画につきましては、閣議決定が必要となりますので、本年度内に閣議決定を行うべく手続を行う予定でございます。閣議決定の後、官報に掲載されることとなっております。

また、長期計画が閣議決定された後、計画の内容について各方面に広く説明していくこととなりますが、長期計画の本文に加え、本日参考資料として配付しております長期計画の概要、長期計画のポイント、長期計画における目標と事業量等の資料を積極的に活用していきたいと考えております。

○中田分科会長 どうもありがとうございました。

今後の日程、手順について、説明をしていただきました。

何か皆さんのほうから聞いておきたいというようなことはございますか。よろしいですか。

それでは、続きまして、議事のその他のほうに移ります。事務局のほうから報告があるということですので、これも吉塚課長のほうからお願いします。

○吉塚計画課長 それでは、その他の事項といたしまして、報告したいことがございます。

昨年11月1日に開催されました第37回本分科会におきましてご審議いただきました鳥取県の境漁港におけるみなし漁港施設の指定の件でございます。

漁業協同組合 J F しまねが境漁港の漁港区域の背後地に整備を予定しております冷凍・冷蔵施設につきましても、漁港区域内に別途整備が進められております高度衛生管理型市場と一体不可分の機能を有する施設であることから、これを漁港区域内の漁港施設として整備するべく区域の拡大をすることとしているところでございます。その区域の拡大が行われるまでの間、漁港漁場整備法第40条2項に基くみなし施設として指定をしたところでございます。

その際、時限的な措置といたしまして、3月末までには区域変更を完了するという予定で準備が進められてきたところでございますが、今般、鳥取県から関係者との調整過程で漁港区域と、港湾の臨港区域との見直しにおいては、境漁港及び境港の全体としての管理運営のあり方を総合的に整理検討し、土地利用についての抜本的な計画の検討が必要だとの意見も出され、その対応に想定以上の日数を要していることから、3月末までに区域変更を完了することは困難となったということの報告がございました。鳥取県では引き続き漁港の指定内容の変更告示に関する提言書の提出に向け、速やかに港湾管理者等との調整を行うということでございますが、調整が整うまでの間、いまだし時間を要する状況でございますので、調整が整い、区域変更が完了するまでの当面の間は、みなし施設のままといたしますことを委員の皆様にご報告をさせていただきます。

○中田分科会長 どうもありがとうございました。

第37回の分科会で、境漁港のみなし漁港施設として指定を行いました際に、時限的な措置の期限として3月末までに区域の変更を完了するという予定で準備を進めていくということになっていたところでございますが、若干調整に時間が必要だということで、当面の間みなし施設のままと

となるということを委員の皆さんにご報告しておきたいという、そういうことでございます。

何かこの件につきまして、ご質問等ございますでしょうか。

よろしいですね。

少し予定よりも早目に進んでおりますので、この機会に何か本分科会に関することでご発言等あればお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

よろしいですか。特にないようでしたら、少し早いんですが、以上をもちまして本日の分科会を閉会とさせていただきますと思います。岡漁港漁場整備部長のほうからご挨拶をお願いします。

○岡漁港漁場整備部長 先ほど漁港漁場整備基本方針及び漁港漁場整備長期計画に対して、ご答申をいただきました。このことにつきまして、御礼のご挨拶を申し上げたいと思います。

委員の皆様にはご多忙の中、計5回にわたりそれぞれご専門の立場からさまざまな貴重なご意見を賜りまして、本日の答申に至ったことを大変ありがたく思っているところでございます。

新たな長期計画の閣議決定、また基本方針の変更については、ご説明ありましたように、今月の下旬を目標としており、現在、作業は大詰めを迎えておりますが、引き続き全力で対応してまいります。

また、長期計画が閣議決定されました折には、早速、本計画に基づき実行段階に入っていくわけでございますが、事業の実施に当たりましては、各地方公共団体等と連携をしっかりと図りながら、着実な計画の推進に努めますとともに、それぞれの地域のニーズにマッチした取り組みを進めるよう配慮してまいりたいと考えております。

水産業を取り巻く環境は、非常に依然厳しい状況ではございますが、私ども水産庁としましては、水産日本の復活、これに向けまして、各種課題にしっかりと対応できるよう、引き続き漁港、漁場、漁村の整備を推進してまいります。

昨年からの長期間にわたりますご審議本当にありがとうございました。今後とも、委員の先生方からのご指導、ご鞭撻どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、御礼の言葉とさせていただきます。本当にありがとうございました。

○中田分科会長 どうもありがとうございました。

それでは、今後の進行については事務局のほうにお願いします。

○吉塚計画課長 漁港漁場整備基本方針及び漁港漁場整備長期計画につきましては、本日答申をいただきましたので、これで終了となります。

今後の漁港漁場整備分科会につきましては、現在のところ、具体的な審議案件は予定されてお

りません。開会の必要がございましたら、改めて委員の皆様にご案内を申し上げますので、その際にはよろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、本日の漁港漁場整備分科会を終了いたします。ご審議をいただきありがとうございました。

午後 1 時 3 1 分閉会